

第1表

社内取引明細表

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	60,134	基準託送供給料金相当額等取引収益	641,551
アンシラリーサービス取引費用	16,821	接続検討料相当額取引収益	3
振替損失調整額取引費用	272	変更賦課金相当額取引収益	0
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	7,632	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	1,272		
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）	503		
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）	-		
合計	86,636	合計	641,554

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	391,733
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	188,241
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	816
予備送電サービス料金相当額取引収益	3,795
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△ 1,986
近接性評価割引相当額取引収益	△ 2,559
インバランスの供給相当額取引収益	61,511
地帯間購入電源費取引収益	-
他社購入電源費取引収益	-
合計	641,551

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	3

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
変更賦課金相当額取引収益	0

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合 計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 託送収益等取引費用 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
インバランス対応取引費用	23,001
インバランスの買取相当額取引費用	37,132
地帯間販売電源料取引費用	-
合 計	60,134

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) アンシラリーサービス取引費用 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	16,821

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 振替損失調整額取引費用 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	272

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用 (単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	341
基準託送供給料金相当額対応分	7,291
合 計	7,632

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	56
基準託送供給料金相当額対応分	1,215
合 計	1,272

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 消耗品費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)	503

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(11) 最終保障供給対応取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設備別費用明細表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	362	-	362
給料手当振替額(貸方)	-	-	-	7,852	10,178	32,767	16,806	16,172	-	83,777
退職給与金	-	-	-	△ 252	△ 361	△ 745	△ 17	△ 73	-	△ 1,449
厚生費	-	-	-	1,432	1,838	5,946	3,028	4,170	-	16,416
委託検針費	-	-	-	-	-	4,814	-	-	-	4,814
委託集金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	42	35	3,261	224	452	-	4,016
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	-	-	62	148	677	559	1,414	-	2,862
修繕費	-	-	-	10,930	11,231	97,210	-	3,713	-	123,085
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	599	1	163	11	2	-	778
貸借料	-	-	-	2,368	433	10,604	-	2,080	-	15,487
託送料	-	-	-	4,796	1,225	0	-	-	-	6,023
事業者間精算費	-	-	-	653	-	-	-	-	-	653
委託費	-	-	-	4,289	5,021	16,212	7,376	18,672	-	51,572
損害保険料	-	-	-	1	1	11	-	0	-	15
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	12	432	-	444
養成費	-	-	-	-	-	-	-	994	-	994
研究費	-	-	-	-	-	-	-	2,867	-	2,867
諸費	-	-	-	298	549	2,745	846	4,749	-	9,190
貸倒損	-	-	-	-	-	-	16	-	-	16
固定資産税	-	-	-	8,284	5,312	11,678	-	1,275	-	26,549
雑税	-	-	-	44	222	19	4	843	-	1,134
減価償却費	-	-	-	45,194	33,074	33,955	-	9,057	-	121,281
固定資産除却費	-	-	-	4,312	6,114	5,512	-	1,587	-	17,527
共有設備費等分担額	-	-	-	149	-	-	-	-	-	149
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	△ 0	-	-	-	-	-	△ 0
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	10,290	10,290
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	66	66
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	4,391	4,391
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	△ 196	-	△ 196
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	△ 191	-	△ 191
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	47,536	47,536
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	6,972	6,972
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 32	△ 32
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	86,636	86,636
合計	-	-	-	91,059	75,028	224,835	28,870	73,413	155,860	649,068

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	649,068	営業収益	687,868
水力発電費	-	電灯料	-
火力発電費	-	電力料	-
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	7,740
地帯間購入電源費	10,290	地帯間販売送電料	91
(インバランスの買取りに係る費用)	(-)	他社販売電源料	-
地帯間購入送電費	66	託送収益	29,686
他社購入電源費	4,391	接続供給託送収益	28,035
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	(3,492)
送電費	91,059	その他託送収益	1,650
変電費	75,028	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
配電費	224,835	事業者間精算収益	818
販売費	28,870	電気事業雑収益	7,977
一般管理費	73,413	遅収加算料金	△0
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	社内取引収益	641,554
電源開発促進税	47,536	(インバランスの供給相当額に係る収益)	(61,511)
事業税	6,972		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△32		
社内取引費用	86,636		
(インバランス対応取引費用)	(23,001)		
(インバランスの買取り相当額に係る費用)	(37,132)		
営業利益	38,800		
営業外費用	18,309	営業外収益	3,726
財務費用	17,585	財務収益	1,655
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(6)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(468)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	723	事業外収益	2,070
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益	24,216		
法人税等	6,732		
送配電部門当期純利益	17,484		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(注)

1. 送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

2. 託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

第4表

固定資産明細表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首			帳簿価額	期 中 増 減 額			期 末			帳簿価額
	帳簿原価	工事費 負担金等	残 高 減価償却 累計額		帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	残 高 減価償却 累計額	
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	2,577,569	88,148	1,824,544	664,876	8,431	2,165	36,893	2,586,000	90,314	1,861,438	634,248
土地	94,776	6,967	-	87,809	21	△ 29	-	94,798	6,938	-	87,860
建物	3,353	5	2,414	932	10	-	60	3,363	5	2,475	883
構築物	2,092,643	71,546	1,536,671	484,425	9,408	2,120	26,747	2,102,051	73,667	1,563,419	464,964
機械装置	153,667	989	124,603	28,073	△ 1,134	46	648	152,532	1,036	125,252	26,244
備品	686	-	662	24	△ 27	-	△ 25	659	-	637	22
リース資産	26	-	15	10	4	-	5	30	-	20	9
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	232,415	8,639	160,175	63,600	147	27	9,456	232,563	8,667	169,632	54,264
変電設備	1,607,957	19,935	1,174,908	413,112	18,835	3,527	6,089	1,626,792	23,463	1,180,998	422,331
土地	91,406	3,011	-	88,395	949	428	-	92,355	3,439	-	88,915
建物	162,696	1,766	120,541	40,388	5,178	1,596	1,929	167,875	3,362	122,471	42,041
構築物	7,557	106	5,763	1,686	24	△ 0	62	7,582	106	5,826	1,648
機械装置	1,337,561	15,048	1,040,902	281,609	12,457	1,502	4,376	1,350,018	16,551	1,045,279	288,187
備品	8,050	1	7,452	596	△ 88	0	△ 255	7,962	1	7,197	763
リース資産	108	-	82	26	374	-	△ 10	482	-	71	411
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	575	1	164	409	△ 60	0	△ 13	514	1	151	362
配電設備	2,144,546	27,897	1,306,744	809,904	32,193	1,662	24,875	2,176,740	29,560	1,331,619	815,559
土地	1,025	27	-	997	△ 2	0	-	1,023	27	-	995
建物	3,333	2	1,765	1,565	△ 4	-	126	3,328	2	1,891	1,434
構築物	1,695,736	24,756	1,076,681	594,298	23,959	1,598	21,843	1,719,695	26,354	1,098,524	594,816
機械装置	433,868	3,095	219,902	210,870	8,682	63	3,239	442,550	3,159	223,141	216,250
備品	5,532	-	5,054	478	△ 70	-	△ 23	5,461	-	5,030	431
リース資産	2,028	-	1,006	1,021	△ 377	-	△ 428	1,650	-	578	1,071
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	3,023	16	2,335	671	7	0	118	3,030	16	2,453	560
業務設備	296,766	7,305	202,100	87,360	△ 3,141	△ 3	△ 2,301	293,624	7,301	199,799	86,523
土地	30,762	5,131	-	25,631	△ 29	2	-	30,733	5,134	-	25,599
建物	139,076	1,466	101,950	35,660	△ 147	△ 2	6	138,929	1,463	101,957	35,508
構築物	345	-	290	55	△ 0	-	4	345	-	294	51
機械装置	109,080	696	85,323	23,059	△ 2,145	△ 3	△ 1,419	106,934	693	83,904	22,336
備品	15,630	10	13,547	2,071	△ 340	△ 0	△ 562	15,290	10	12,984	2,294
リース資産	1,644	-	950	693	△ 500	-	△ 333	1,144	-	616	527
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	226	-	38	188	21	-	3	247	-	41	206
建設仮勘定	48,943	-	-	48,943	△ 4,604	-	-	44,338	-	-	44,338
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	22,360	-	-	22,360	5,858	-	-	28,218	-	-	28,218
変電設備	13,129	-	-	13,129	△ 1,768	-	-	11,360	-	-	11,360
配電設備	11,877	-	-	11,877	△ 8,566	-	-	3,310	-	-	3,310
業務設備	1,575	-	-	1,575	△ 127	-	-	1,448	-	-	1,448
合 計	6,675,783	143,287	4,508,298	2,024,197	51,713	7,352	65,557	6,727,496	150,639	4,573,855	2,003,001

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産は定率法による。
 - 無形固定資産は定額法による。
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
 - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
 - 期中増加

送電設備	東名古屋東部線リフレッシュ工事（第1期）	2,005百万円
変電設備	牛島町変（275/77kV）変圧器設置	7,313百万円
 - 期中減少

送電設備	大和起線および大和起連絡線一部撤去	2,089百万円
変電設備	西尾張変（275/154kV）2,3b変圧器取替	1,411百万円

- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。
 - 当年度期首残高については、平成28年3月29日の電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）改正の趣旨を踏まえて算定しており、発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る固定資産を含むこと等により、前年度に公表された期末残高と一致しない。

第5表

超過利潤計算書

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）（①）	17,484
送配電部門の事業報酬額（②）	37,478
追加事業報酬額（③）	0
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（④）	17,117
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）（⑤）	1,649
送配電部門の事業外損益（⑥）	1,346
送配電部門の特別損益（⑦）	-
その他の調整額（⑩＝⑧－⑨）	△ 1,687
インバランス取引等損益（⑧）	△ 1,183
法人税補正額（⑨）	503
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑪＝①－②－③＋④－⑤－⑥－⑦－⑩）	△ 4,186
うち想定原価と実績費用との乖離額	△ 304

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- インバランス取引等損益は、インバランスの供給及び最終保障に係る収益からインバランスの供給及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第6表

超過利潤累積額管理表

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	△ 36,733 (345)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	△ 4,186 (△ 304)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④=①+②-③） （うち当期乖離額累積額）（⑨=⑦+⑧）	△ 40,919 (41)	
一定水準額（⑤）	58,394	平均帳簿価額：2,013,599百万円 事業報酬率：2.9%
一定水準超過額（⑥=④-⑤）	0	

(記載注意)

- 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあつては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があつたとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があつたとき、又は法第19条第2項の規定による変更があつたときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

特定設備投資額明細表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

名称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
駿河東清水線 [竣工済]	駿河(変)～東清水(変)		
浜岡新佐倉線 [竣工済]	浜岡原子力(発)～新佐倉(変)		
鈴鹿開閉所 [竣工済]	—		
伊勢幹線鈴鹿(開) π引込 [竣工済]	伊勢幹線No.110, 111～鈴鹿(開)		
関ヶ原北近江線 [未竣工]	関ヶ原(開)～北近江(開)		
関ヶ原開閉所 [未竣工]	—		
三岐幹線関ヶ原(開) π引込 [未竣工]	三岐幹線No.47, 49～関ヶ原(開)		
東名古屋分岐線 [竣工済]	東浦北豊田線No.28～東名古屋(変)		
—————線 [竣工済]	東信新北信線No.115～—————(変)		
海部名城線牛島町(変) π引込 [竣工済]	海部名城線～牛島町(変)		
下伊那分岐線(仮称) [未竣工]	南信幹線～下伊那変電所(仮称)		
恵那分岐線(仮称) [未竣工]	愛岐幹線～恵那変電所(仮称)		
静岡東分岐線 [未竣工]	駿遠駿河線No. 16-1～静岡(変)		
静岡西分岐線 [未竣工]	遠江駿遠線No. 88～静岡(変)		
矢作第一分岐線 [未竣工]	矢作第一(発)～奥矢作第二線		
東名古屋東部線 [未竣工]	東名古屋(変)～東名古屋東部線No. 24		
湖西 [竣工済]	静岡県湖西市		
新佐倉 [竣工済]	静岡県御前崎市		
知多火力 [竣工済]	愛知県知多市		
東清水 [竣工済]	静岡県静岡市		
愛知 [竣工済]	愛知県豊田市		
東名古屋 [竣工済]	愛知県豊明市		
駿河 [竣工済]	静岡県静岡市		
西名古屋 [未竣工]	三重県桑名市		
牛島町(275/77kV変圧器設置) [未竣工]	愛知県名古屋市		
牛島町(154/33→275/33kV変圧器昇圧) [未竣工]	愛知県名古屋市		
川根 [未竣工]	静岡県榛原郡川根本町		
西尾張 [未竣工]	愛知県愛西市		
知多火力 [未竣工]	愛知県知多市		
下伊那(仮称) [未竣工]	長野県下伊那郡豊丘村		
恵那(仮称) [未竣工]	岐阜県恵那市		
静岡 [未竣工]	静岡県島田市		
駿遠 [未竣工]	静岡県掛川市		
知多火力 [未竣工]	愛知県知多市		
駿遠 [未竣工]	静岡県掛川市		
東栄 [未竣工]	愛知県北設楽郡東栄町		
静岡 [未竣工]	静岡県島田市		
東清水 [未竣工]	静岡県静岡市		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力分) [未竣工] ①飛驒分岐線 ②飛驒変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No. 115～飛驒変換所 ②岐阜県高山市		
東京中部間直流連系設備関連(東京電力分) [未竣工] ①飛驒信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛驒変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
合計		7,879	44,720

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

- 名称および区間又は場所については、第三者情報の保護(顧客情報「特定需要家名」)の観点から、一部非開示としている。
- 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。
- 当社の過年度託送供給等収支に関して検討した結果、当期投資額を過大に計上した事項が判明したため、当事業年度の当期投資額の合計には、過年度において過大に計上した投資額(141百万円)を控除した額を記載している。
この控除により、当事業年度の当期投資額は、控除前の8,021百万円から141百万円減少している。

・過大に計上した投資額(141百万円)の計上年度内訳

平成22年度託送供給等収支	62百万円
平成26年度託送供給等収支	67百万円
平成27年度託送供給等収支	12百万円

第8表

内部留保相当額管理表

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額 (①)	△ 134,468	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	△ 4,186	
還元額 (③)	-	還元義務額残高: - 百万円
インバランス取引等損益 (④)	△ 2,072	
当期特定設備投資額 (⑤)	7,879	
当期内部留保相当額 (⑥=①+②-③+④-⑤)	△ 148,606	

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高 (この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に「一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)) を、備考欄に記載すること。

第9表

乖離率計算書

1 乖離率（補正前）

項目	値	備考
想定原価（百万円）（①）	1,824,742	
想定需要量（百万kWh）（②）	384,909	
想定単価（円/kWh）（③＝①/②）	4.74	
実績費用（百万円）（④）	1,827,939	
実績需要量（百万kWh）（⑤）	377,388	
実績単価（円/kWh）（⑥＝④/⑤）	4.84	
乖離率（％）（（⑥/③－1）×100）	2.11%	

想定原価及び想定需要量は、平成26年4月から平成29年3月までの3年の合計とした。

実績原価及び実績需要量は、平成26年4月から平成29年3月までの3年の合計とした。

（記載注意）

- 1 想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

（注）

1. 乖離率計算書に表示される想定原価
乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価は、「第3表（注）1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、かつ平成28年度以降の託送供給等約款料金の制度変更を反映するため、平成26年4月18日に経済産業大臣に届け出た託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額に2を乗じて得た額に平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額に1を乗じて得た額を加えた額を3で除した額を記載している。
2. 乖離率計算書に表示される想定需要量
乖離率計算書に表示される情報のうち想定需要量は、「第3表（注）1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量を記載している。

2 乖離率（補正後）

項目	値	備考
補正後実績費用（百万円）（⑦）	1,828,019	
補正後実績需要量（百万kWh）（⑧）	377,586	
補正後実績単価（円/kWh）（⑨＝⑦/⑧）	4.84	
補正後乖離率（％）（（⑨/③－1）×100）	2.11%	

（記載注意）

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

（注）

1. 記載注意1に係る補正を行う費用項目については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則において送配電関連可変費として整理されるものとした。
2. 記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領Ⅲ. 3 気温補正」により補正した量とした。

第11表

インバランス収支計算書等

1 インバランス収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	74,816	営業収益	72,744
地帯間購入電源費	10,290	地帯間販売電源料	7,740
他社購入電源費	4,391	託送収益	3,492
(インバランスの買取りに係る費用)	(4,391)	接続供給託送収益	3,492
社内取引費用	60,134	(インバランスの供給に係る収益)	(3,492)
(インバランス対応取引費用)	(23,001)	社内取引収益	61,511
(インバランスの買取り相当額取引費用)	(37,132)	(インバランスの供給相当額取引収益)	(61,511)
営業損失	△ 2,072		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 4 インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）

(注)

1. インバランスの供給に係る電力量は3,674百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は4,499百万kWhである。
2. 財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書等を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。なお、平成28年度における確定額は、営業費用82,115百万円（地帯間購入電源費10,290百万円、他社購入電源費5,104百万円、社内取引費用66,719百万円）及び営業収益79,757百万円（地帯間販売電源料7,740百万円、託送収益4,033百万円、社内取引収益67,983百万円）である。また、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は4,972百万kWh、インバランスの供給に係る電力量の確定値は4,036百万kWhである。

2 年平均需給調整コスト

5.27	円/kWh
------	-------

(記載注意)

年平均需給調整コストは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の第27条第1項第3号イの規定により算定した額を記載すること。